

別表第5 工作物・建築設備に関する確認申請手数料（第3条・第4条関係）

工作物		確認申請手数料
令138条第1項	工作物を築造する場合（第3条第1項第3～5号に掲げる場合を除く。） （（高さ6メートルを超える煙突）、（高さ15メートルを超える鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの）、（高さ4メートルを超える広告塔、広告板、装飾塔、記念塔その他これらに類するもの）、（高さ8メートルを超える高架水槽、サイロ、物見塔その他これらに類するもの））	¥25,000
	工作物を築造する場合（第3条第1項第3～5号に掲げる場合を除く。）（高さ2メートルを超える擁壁）	¥35,000
	確認を受けた工作物の計画の変更をして工作物を築造する場合で、当該計画の変更に係る直前の確認をABN以外の者から受けている場合	¥25,000
	確認を受けた工作物の計画の変更をして工作物を築造する場合で、当該計画の変更に係る直前の確認をABNから受けている場合	¥13,000
	ABNが確認審査中であった工作物の計画を大規模に変更して工作物を築造する場合	¥13,000
令138条第2項	同項第1号に規定する工作物の場合（乗用エレベーター又はエスカレーターで観光のためのもの（一般交通の用に供するものを除く。））	¥28,000
	同項第2号（ウォーターシュート、コースターその他これらに類する高架の遊戯施設）及び第3項（メリーゴーランド、観覧車、オクトパス、飛行塔その他これらに類する回転運動をする遊戯施設で原動機を使用するもの）に規定する工作物で投影面積が10平方メートル以下のもの又は4メートル以下のもの	¥28,000
	同項第2号（ウォーターシュート、コースターその他これらに類する高架の遊戯施設）及び第3項（メリーゴーランド、観覧車、オクトパス、飛行塔その他これらに類する回転運動をする遊戯施設で原動機を使用するもの）に規定する工作物で投影面積が10平方メートルを超えるもの又は4メートルを超えるもの	¥50,000
令138条第3項	同項各号に規定する工作物	¥50,000

建築設備		確認申請手数料
建築設備 〔小荷物専用昇降機を除く昇降機〕	建築設備を設置する場合（次の各号に掲げる場合を除く。）	¥35,000
	ホームエレベーター（小型エレベーターを含む。）を設置する場合（併願を含む。）	¥19,000
	確認を受けた建築設備の計画の変更をして建築設備を設置する場合で、当該計画の変更に係る直前の確認を A B N 以外の者から受けている場合	¥35,000
	確認を受けた建築設備の計画の変更をして建築設備を設置する場合で、当該計画の変更に係る直前の確認を A B N から受けている場合	¥30,000
	ABNが確認審査中であった建築設備の計画を大規模に変更して建築設備を設置する場合	¥30,000
小荷物専用昇降機	小荷物専用昇降機を設置する場合（次の各号に掲げる場合を除く。）	¥28,000
	確認を受けた建築設備の計画の変更をして小荷物専用昇降機を設置する場合で、当該計画の変更に係る直前の確認を A B N 以外の者から受けている場合	¥28,000
	確認を受けた建築設備の計画の変更をして小荷物専用昇降機を設置する場合で、当該計画の変更に係る直前の確認を A B N から受けている場合	¥22,000
	ABNが確認審査中であった小荷物専用昇降機の計画を大規模に変更して小荷物専用昇降機を設置する場合	¥22,000

別表第6 工作物に関する中間検査・完了検査手数料（第6条・第8条関係）

工作物		中間検査申請手数料	完了検査申請手数料			
			中間検査合格書を受けたもの	左記以外の場合		
令138条第1項	同項第1～4号に掲げる工作物	¥25,000	¥24,000	¥30,000		
	同項第5号に掲げる工作物	¥30,000	¥30,000	¥35,000		
令138条第2項	同項第1号に規定する工作物の場合(乗用エレベーター又はエスカレーターで観光のためのもの(一般交通の用に供するものを除く。))	一の申請に係る設置数	6以上	¥23,000	¥22,000	¥23,000
			2以上5以下	¥24,000	¥23,000	¥24,000
			1	¥25,000	¥24,000	¥25,000
	同項第2号(ウォーターシュート、コースターその他これらに類する高架の遊戯施設)及び第3項(メリーゴーランド、観覧車、オクトパス、飛行塔その他これらに類する回転運動をする遊戯施設で原動機を使用するもの)に規定する工作物で投影面積が10平方メートル以下のもの又は4メートル以下のもの	¥32,000	¥30,000	¥31,000		
同項第2号(ウォーターシュート、コースターその他これらに類する高架の遊戯施設)及び第3項(メリーゴーランド、観覧車、オクトパス、飛行塔その他これらに類する回転運動をする遊戯施設で原動機を使用するもの)に規定する工作物で投影面積が10平方メートルを超えるもの又は4メートルを超えるもの	¥66,000	¥60,000	¥61,000			
令138条第3項	同項各号に規定する工作物	¥60,000	¥55,000	¥60,000		

別表第7 建築設備に関する完了検査手数料（第9条関係）

建築設備	設置数 (一の申請に係る建築設備)		完了検査申請手数料	
			建築物完了検査をABNが受けている場合	左記以外の場合
建築設備 (小荷物専用昇降機を除く昇降機)	10以上		¥35,000	¥40,000
	6以上9以下		¥40,000	¥45,000
	2以上5以下		※1 ¥42,000	※2 ¥47,000
	1		※1 ¥45,000	※2 ¥50,000
昇降機以外の建築設備	6以上		¥31,000	¥34,000
	2以上5以下		¥32,000	¥36,000
	1		¥34,000	¥37,000
小荷物専用昇降機	6以上		¥21,000	¥21,000
	2以上5以下		¥24,000	¥24,000
	1		¥25,000	¥25,000

※1 ホームエレベーター(小型エレベーターを含む。)の場合

¥28,000

※2 ホームエレベーター(小型エレベーターを含む。)の場合

¥33,000

2016年4月1日改定